

6月から 特定健康診査 ぎふ・すこやか健診 が始まります

◆◆対象の方には、5月下旬に受診券及び問診票を送付いたしました。◆◆

国保特定健康診査

対象者：40～74歳の方で、池田町の国民健康保険加入の方
（昭和16年8月1日～昭和52年3月31日生まれの方）
実施期間：6月1日(水)～7月30日(土)まで（日曜、祝日を除く）
実施場所：揖斐郡内指定医療機関 **本人負担金**：1,000円

※40～74歳で全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）・健康組合保険・共済組合などの被保険者・被扶養者の方は、加入している保険者が行う健診を受けていただくこととなります。詳細は加入している保険者に確認してください。



ぎふ・すこやか健診

対象者：75歳以上の方（昭和16年7月31日以前に生まれた方）
実施期間：6月1日(水)～6月30日(木)まで（日曜を除く）
実施場所：揖斐郡内指定医療機関 **本人負担金**：500円

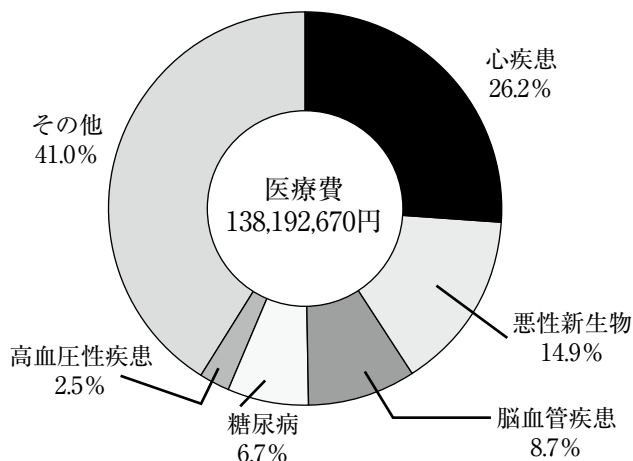
※昭和16年5～7月生まれの方の健診は、9月を予定しており、8月下旬に受診券及び問診票を送付します。

※65～74歳の後期高齢者医療保険に加入されている方・介護保険等の認定を受けている方で健診を希望される場合は、池田町役場保険年金課まで申し出てください。



◆◆年に1度の健診で、ご自分の身体の状態を確認しましょう。
生活習慣病を未然に防ぐことで医療費も抑えられます◆◆

<池田町国民健康保険診療費H27.5診療分>



池田町国保加入者の1カ月分の
医療費は、約1億3800万円。
そのうち6割近くが、生活習慣
病に関係しています。

生活習慣病を未然に防ぐことで、医療費の削減に
つながり、保険料の値上がりも抑えられます。

健診結果は、後日受診された医療機関で必ず受け取り、結果説明を受けてください。
特定健康診査は、健診結果などから**生活習慣の改善が必要とされた方へ、特定保健指導**がおこなわれます。
案内が届いた方は、必ず特定保健指導を受けてください。

<問い合わせ> 池田町役場保険年金課 ☎45・3111 池田町保健センター ☎45・3191